平成２５年（フ）第１８号
福島県いわき市常磐湯本町山ノ神89番地の15
債務者　中村　篤
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１９号
福島県いわき市平下神谷字宿117番地の１
債務者　小林　城
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第９７号
茨城県笠間市大田町358番地１　ホーリーハイツＡ―101
債務者　伊藤　文幸
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９９号
茨城県水戸市東赤塚2165番地　第２藤コーポ101号
債務者　山本　敏江
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
茨城県水戸市梅香２丁目２番53―601号　リリーベル水戸梅香
債務者　小峯　涼一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６号
茨城県水戸市笠原町159番地の４　コーポ山野Ｂ棟103号
債務者　内藤　敏弘
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２１号
茨城県笠間市大古山528番地34　中塚久美子方、住民票上の住所茨城県水戸市見川２丁目50番地の37　グリーンハウス永田Ｂ棟105号
債務者　大洞　幹雄
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８０号
茨城県つくば市今鹿島3560番地１
債務者　杉田　信行
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
茨城県つくば市自由ケ丘983番地４、前住所茨城県牛久市栄町３丁目51番地　コスモハイツＱ202
債務者　田中　聖子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
茨城県石岡市柿岡1029番地106
債務者　松家　嘉代
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
茨城県石岡市吉生2005番地２
債務者　大坪　道子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７７号
茨城県石岡市正上内２番23号　ハピネスヒルⅠ―201号室
債務者　金谷玉美こと　朴　玉美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８３号
茨城県つくばみらい市長渡呂196番地１
債務者　小菅　幸雄
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
新潟市北区葛塚3147番地１　小川アパート５号、前住所新潟県長岡市陽光台３丁目１番地７
債務者　齋藤　正美（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
富山県魚津市友道2226番地
債務者　髙木　智子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第７号
富山県黒部市三日市4057番地４　マルゼン栄205号
債務者　木村　義和
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第９号
富山県黒部市三日市72番地２　ハイツ山本202号
債務者　丹羽　正浩
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　富山地方裁判所魚津支部